

# 環境行動計画の点検

平成24年11月

国土交通省

# 目 次

1. 点検の位置づけ	……………P. 2
2. 点検結果	……………P. 3
2. 1 点検結果	
2. 2 分野毎の取組状況	
3. 今後の取組	……………P. 6
資料 1 平成 23 年度から平成 24 年度にかけての国土交通行政に係る環境政策に関する動向	……………P. 7
資料 2 法令及び計画	……………P. 10
資料 3 環境政策に関わる審議会等での審議状況	……………P. 13
資料 4 平成 23 年度予算（平成 23 年度補正予算を含む。）及び平成 24 年度予算の状況	……………P. 14
資料 5 平成 24 年度税制改正の状況	……………P. 16

別 紙 調査票

## 1. 点検の位置づけ

環境行動計画（以下「本計画」という。）は、環境政策をめぐる情勢の変化を踏まえ、施策体系を再構築し、国土交通省における環境問題に対する取組を強化するものであり、併せて国土交通行政における環境配慮の体系とその実施状況を自ら点検する体制を明らかにするものである。

本計画は、目標期間を平成 24 年度までの 5 ヶ年と設定しており、本計画に基づく取組の進め方として、定期的な点検を実施し、その状況を広く国民に公表することとしている。

平成 24 年度の点検では、平成 23 年度の実績、平成 24 年度の実績等の状況等について点検を行った。なお、点検は国土交通省環境政策推進本部幹事会で行った。

## 2. 点検結果

### 2. 1 点検結果

本計画の第3章別表（各施策一覧表）に示された224施策について、点検を行った。

点検の内容は、平成23年度における取組実績について、可能な限り定量的な評価を行うとともに、進捗状況をまとめた。また、今後の見通し及び課題として、平成24年度の取組状況について評価した。

本点検は、平成24年度を目標年度とする5カ年の計画期間の4回目の点検に当たるが、大半の施策において取組に進捗が見られた。なお、京都議定書の目標達成計画に関連する項目については、当該計画に基づき、別途点検が進められているところである。

### 2. 2 分野毎の取組実績状況ポイント

国土交通省として今後推進すべき環境政策の「5つの柱」毎の施策の代表例は以下の通り。

#### 1) 京都議定書の目標達成に向けた取組（1. 関係）

##### ①公共交通機関の利用促進

平成23年度は、地域公共交通総合連携計画に基づく地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進する事業の支援や、エコ通勤優良事業所認証制度の活用によるエコ通勤の普及・促進、地域公共交通確保維持改善事業によるLRTシステム整備への支援を行った。平成24年度は、「地域交通のあり方を交通基本法とともに考えるシンポジウム」等により地域公共交通の維持・活性化の推進に関する取り組みの普及啓発や、9月に公布された「都市の低炭素化の促進に関する法律」等を活用し、都市機能の集約化と連携した公共交通の利用促進を進めていく。

##### ②低公害車普及／次世代低公害車開発・実用化の促進、自動車の燃費改善

低公害車の普及について、平成23年度は、低公害車導入補助事業により、事業用電気・CNG・ハイブリッド自動車（環境対応車）の導入に対する補助等を行った。また、平成23年度補正予算措置では、環境性能に優れた自動車を購入する事業者に対する補助（エコカー補助金）を創設した。平成24年度は、引き続き低公害車導入補助事業を行っている。

自動車の燃費の改善について、自動車の製造事業者等により一層の燃費改善を促すため、平成22年6月より、新たな燃費基準の策定のための検討を開始し、平成23年10月に乗用車等の2020年度燃費基準の最終取りまとめを行った。

##### ③住宅・建築物の省エネ性能の向上

一定規模以上の住宅・建築物の新築時等における省エネ措置の届出の義務付け等を内容とする省エネ法の的確な執行を図るとともに、平成23年度は、エコ住宅の新築やエコリフォームに対して多様な商品・サービスに交換可能なポイントを発行する従来の住宅エコポイント制度の実施に加え、東日本大震災の復興支援を図るため、復興支援・住宅

エコポイント制度を創設したほか、住宅・建築物省 CO2 先導事業、建築物省エネ改修推進事業を実施した。平成 24 年度は、これらの取組に加え、新たに、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業や、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく認定を受けた新築住宅への税制特例措置を創設するなど、住宅・建築物の省エネ対策を推進している。

また、国土交通省、経済産業省及び環境省が連携し措置した、有識者、実務者等から構成する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」において、「「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ」を平成 24 年 7 月に取りまとめた。

## 2) 温暖化に対応した社会の骨格づくり (2. 関係)

### ○集約型都市構造の実現、地区・街区レベルでの包括的な都市環境対策の推進

これまで、都市の低炭素化については、都市計画制度により大規模集客施設等の都市機能の適正な立地を確保するとともに、都市機能(居住、公共公益施設、商業等)の中心部への集積促進、緑地の保全と緑化の推進、都市・地域総合交通戦略の策定及びそれに基づく交通結節点整備、公共交通の導入等に取り組んできた。

また、「低炭素都市づくりガイドライン」により、自家用車利用から公共交通への転換による CO2 排出削減、まちのコンパクト化による移動に伴うエネルギー消費量の削減等の環境改善等、集約型都市構造化による効果を評価することを可能にするるとともに、包括的な都市環境対策の推進のため、先導的都市環境形成促進事業を通じて、先導性の高い取組への重点的支援、地区・街区単位でのエネルギーを面的に活用する取組に対する支援等を行った。今後は、これらに加え「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく制度の活用により、都市機能の集約や、それと連携した公共交通の利用促進、エネルギー面的利用の促進、緑化の推進等の取組の一層の推進を図っていく。

## 3) 負の遺産の一掃と健全な国土に向けた取組 (3. 関係)

### ① 下水道の整備による水質改善

平成 23 年度は、公共用水域の水質保全上の観点等から、地域特性に応じた適切な役割分担のもと、他の污水处理施設との連携を一層強化しつつ、効率的な整備により下水道の未普及地域の早期解消を推進した。また、閉鎖性水域等において段階的な高度処理の導入による水質改善を推進し、合流式下水道を採用している都市において新技術の導入を図ることで合流式下水道の改善対策を推進した。平成 24 年度は、これらの対策の一層の推進を図っている。

### ② 多自然川づくり

河川事業の実施にあたっては、「多自然川づくり基本方針」を踏まえ、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりを基本とすることとしており、平成 23 年度は、生物の生息・生育環境の保全・創出等

を考慮した水辺の再生を実施した。平成 24 年度も引き続き良好な自然環境の再生のための川づくりを推進している。

### ③ 良好な海域環境の保全・再生・創出

過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約 7,000 ha（湿地 3,000 ha、干潟 4,000 ha）のうち、自然再生事業等の実施により、平成 23 年度までに 25.7%を再生した。

### ④ 都市における生物多様性の確保の推進

都市においては、生物多様性の確保に資するよう、自然的環境の保全・再生・創出・管理のため、エコロジカルネットワークの形成、都市公園の整備、民有地における緑の創出など都市における緑地の保全、緑化の推進を図っている。平成 23 年度は、これに加え、生物多様性条約第 10 回締約国会議の決議（「生物多様性のための準国家政府、都市及びその他地方自治体の行動計画」）等を踏まえ、都市緑地法運用指針に生物多様性の確保の視点を追加する改正を行うとともに、都市における生物多様性の確保に当たって配慮すべき技術的事項である、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し地方公共団体等に周知した。平成 24 年度は、引き続き、生物の生息・生育環境の確保のため、都市における緑地の保全、緑化の推進に取り組んでいる。

## 4) 環境を優先した選択の支援・促進（4. 関係）

### ①建設リサイクルの推進

平成 23 年度には、建設副産物実態調査の実施に向けた改善方策等の検討、建設汚泥のリサイクルにおける CO2 排出量削減の可能性の検討並びに複数の資材が密着不可分となっている資材の再資源化の可能性及び利用のあり方の検討を行った。平成 24 年度には、改善した建設副産物実態調査を実施している。

### ②下水道資源の有効利用の推進

平成 23 年度は、社会資本整備総合交付金等により、下水道バイオガスの利活用や下水汚泥の固形燃料化等の新エネルギー利用を推進するとともに、「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン（案）」や「リン資源化の手引き」等の周知を図ったところである。さらに、下水道革新的技術実証事業により、下水道における低コスト・高効率の省エネ・創エネ対策技術のガイドライン化に向けた実証を実施し、下水汚泥の資源・エネルギー利用を推進した。平成 24 年度は、これらの取組を引き続き推進している。

### ③リサイクルポート高度化プロジェクトの実施

平成 23 年度は、静脈物流拠点の形成に向け、積替・保管施設等の循環型資源取扱支援施設や岸壁等の整備に対する支援を実施し、また、リサイクル材の利活用をより一層促進するため「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の一部改訂を行った。平成 24 年度は、引き続き岸壁等の整備に対する支援を実施するとともに、リサイクルポート協議会と連携し、循環資源の海上輸送円滑化に向けた静脈物流システムの検討を進めている。

## 5) 地球環境時代の技術開発・国際貢献（5. 関係）

### ①海洋環境イニシアティブ

平成 23 年度は、CO<sub>2</sub> 排出削減及び産業の国際競争力向上をめざし、民間事業者等が行う革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発に対する支援、技術研究開発の推進及び新技術の国際標準化等の国際的枠組み作りにイニシアティブを発揮する等の施策群を総合的かつ集中的に展開し、国際海事機関（IMO）において、我が国の主導により、外航海運における CO<sub>2</sub> の排出量削減に関する国際条約が採択された。平成 24 年度は、引き続き当該施策群を行うとともに、上記国際条約に対応する国内法を整備するため、平成 24 年 9 月、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」等（いわゆる海事三法）が公布された。

### ②下水道分野における国際貢献の推進

平成 23 年度は、新世代下水道支援事業制度新技術活用型により、下水道に関わる新技術を先駆的に導入する地方公共団体を支援し、新技術の実用化・普及を推進した。また、下水道革新的技術実証事業により、下水道における低コスト・高効率の省エネ・創エネ対策技術のガイドライン化に向けた実証を実施し、下水汚泥の資源・エネルギー利用を推進した。更に、下水道法施行令改正により、膜処理技術を代表的な水処理方法として位置付けた。平成 24 年度は、新世代下水道支援事業制度新技術活用型や下水道革新的技術実証事業による取り組みを引き続き実施し、また、膜処理技術に関する発信として、「下水道への膜処理技術導入のためのガイドライン[第 2 版]」の英訳版を HP 上で公開した。これらの取組の結果、膜処理技術がサウジアラビアやインド等世界約 1,000 カ所で採用されるなど、我が国優位の技術の国際貢献に寄与している。

### 3. 今後の取組

本点検を踏まえ、各施策について、引き続き取組を推進する。

地球温暖化対策については、気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）の結果等を踏まえつつ、各取組を引き続き推進していく。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と福島原発事故等の影響により、エネルギー・環境政策の抜本的見直しが進められているところであることから、国土交通省の中期的地球温暖化対策もそれと整合性がとれたものとなるよう、その動向に十分に注意を払っていく。

生物多様性の保全については、平成 22 年 10 月に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」や平成 24 年 9 月の生物多様性国家戦略の改定等を踏まえ、河川、都市緑地、海岸、港湾等における生息・生育地の保全・再生・創出等の取組を引き続き推進していく。

また、平成 24 年 4 月には第 4 次環境基本計画、8 月には第 3 次社会資本整備重点計画、9 月には政府の「革新的エネルギー・環境戦略」が策定された。これらの動向を踏まえ、新たな環境行動計画の策定を行う。

## 資料1 平成23年度から平成24年度（点検時点まで）にかけての国土交通行政に係る環境政策に関する動向

### ○地球温暖化対策

#### ・中期的地球温暖化対策

平成21年12月のCOP15において、先進国の中期目標や途上国の排出削減計画、途上国支援などが記載された「コペンハーゲン合意」を留意することが決定された。我が国は、本合意に賛同し、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年に、温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの目標を提出した。また平成22年11月～12月のCOP16において、「コペンハーゲン合意」に基づく、2013年以降の国際的な法的枠組みの基礎になり得る、包括的でバランスの取れた決定を採択した。

平成23年12月のCOP17では、国際的枠組みに関して、可能な限り早く、遅くとも2015年中に議論を終え、2020年から発効及び実施するとの道筋が合意された。他方、京都議定書の第二約束期間について、その設定に向けた合意がなされたが、我が国は同約束期間には参加しない方針を表明し、自主的な削減努力を実施することとしている。

国土交通省では、2013年以降の中期的地球温暖化対策について、平成23年1月から国土交通省の中期的地球温暖化対策の検討を開始し、分野別に関係業界や有識者のヒアリングを実施し、議論を重ねてきた。平成24年4月に、国土交通省の中期的地球温暖化対策の中間とりまとめを行い、平成24年内に最終とりまとめを行う予定である。

#### ・地球温暖化対策基本法案

平成22年3月、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項等を定めた地球温暖化対策基本法案が閣議決定され、第174回通常国会に提出されたが廃案となった。平成22年10月、同内容の法案が第176回臨時国会に提出されたが、継続審議となっている。

国土交通省関係では、省エネ住宅・建築物の促進や公共交通の利用促進等の施策が盛り込まれている。

#### ・「地球温暖化対策のための税」の導入

平成23年度税制改正大綱において、税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を実施していく観点から「地球温暖化対策のための税」を明記したが、国会における審議の結果、この改正事項については見送られた。しかしながら、平成24年度税制改正において、引き続き実現を図ることとされている。

なお、環境負荷の少ない大量輸送機関である海運、鉄道、航空分野については、モーダルシフトの推進や公共交通機関の利用促進などが地球温暖化対策に資するものであることから、これらの分野に対し還付措置を設けることとなった。

#### ・環境モデル都市

内閣官房地域活性化統合本部において、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を「環境モデル都市」として選定し、関係省庁が連携してその実現を支援するもので、平成 24 年 1 月時点で 13 都市が選定されている。

平成 20 年 12 月には、「環境モデル都市」の優れた事例の全国展開や国内外への情報発信のため、意欲ある自治体、関係省庁、政府関係機関等から構成される「低炭素都市推進協議会」が設立され、また、平成 22 年 5 月には、都市・地域の低炭素化施策推進 WG、グリーン・エコノミーWG、全国展開型ベストプラクティス普及促進 WG が設置され、平成 23 年 2 月には横浜市において低炭素都市推進国際会議が開催された。低炭素都市推進協議会には、平成 24 年 1 月時点で 204 団体が参加している。平成 24 年 5 月には、環境モデル都市に加え、環境未来都市の取り組みの推進を図るため、低炭素都市推進協議会は「環境未来都市」構想推進協議会へ発展的に改組することとなった。

#### ・「環境未来都市」構想

「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)の中で、21 の国家戦略プロジェクトのひとつとして位置づけられた本構想は、限られた都市・地域を環境未来都市として選定し、そこで環境や超高齢化等の点で優れた成功事例を創出するとともに、それを国内外に普及展開することで、需要拡大、雇用創出等を目指す。

平成 23 年 12 月に、被災地域から 6 件、被災地域以外の地域から 5 件の合計 11 件のプロジェクトが選定されており、選定されたプロジェクトのうち、とりわけ緊急性・重要性の高い被災地域におけるものについて、国土交通省はあらゆる政策メニューを動員することにより、世界に誇れるモデル事業を展開し、早急な復興を実現することを目指す。

#### ○自然共生と生物多様性の保全

平成 22 年 10 月には生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) が愛知県名古屋市中で開催され、長期目標 (2050 年) の「自然との共生」や短期目標 (2020 年) の「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」、さらに 20 個の個別目標等を定めた新戦略計画 (愛知目標) が採択された。

また、2011 年から 2020 年までの 10 年間で「国連生物多様性の 10 年」とし、愛知目標の達成に向けて各国が積極的に取り組んでいくことが国連総会で採択されたことを受け、平成 23 年 9 月、「国連生物多様性の 10 年日本委員会」が設立された。

さらに、COP10 の成果を踏まえて生物多様性国家戦略 2010 を改定するため、平成 24 年 1 月、中央環境審議会への諮問が行われ、平成 24 年 9 月 28 日に、生物多様性国家戦略 2012-2020 が閣議決定された。改訂したことについて、平成 24 年 10 月 8 日～19 日にインドのハイデラバードで開催された生物多様性条約第 11 回締約国会議 (COP11) で報告を行った。国土交通省においては、自然共生社会の実現に向けて、地域連携保全活動の促進や

河川・港湾・海岸や都市部における自然環境の保全・再生・創出等の取組を推進することとされている。

## 資料2 法令及び計画

### ○環境に関する法律の制定・改正

- ・環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年4月法律第27号）

環境影響評価法（平成9年法律第81号）については、施行後10年を経過した時点で施行の状況について検討し、必要な措置をとることとされていたことを受け、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況についての報告等の措置が盛り込まれた改正案が平成22年3月に閣議決定され、平成23年4月に改正法が公布された。

- ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年6月法律第67号）

環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていることにかんがみ、協働取組の推進を目的等に追加し、各主体間の協定の締結を促進する仕組みの整備等を図るとともに、環境教育等支援団体の指定、体験の機会の際の認定等の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の一層の推進に必要な事項を定めている。

- ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年8月法律第99号）

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定めるとともに、市町村が災害廃棄物の処理に当たって負担する費用について、必要な財政上の措置を講じることを定めている。なお、同法に基づき、平成23年11月に「東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針」を、環境省、農林水産省及び国土交通省の3省において定め、関係都道府県に通知した。

- ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月法律第110号）

事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにし、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めている。

- ・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年9月法律第84号）

社会経済活動その他の活動に伴って発生するCO<sub>2</sub>の相当部分が都市において発生してい

るものであることから、都市の低炭素化の促進を図るため、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進、緑化や未利用エネルギーの利用の促進等に係る特別の措置、民間等の低炭素建築物の認定制度の創設等について定めている。

・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年 9 月法律第 89 号）

2011 年 7 月に国際海事機関（IMO）において、我が国の主導により、外航海運における CO2 の排出量削減に関する国際条約が採択されたことから、総トン数 400 トン以上の新造船に対する CO2 排出量に係る基準を導入するとともに、一定の船舶に対する CO2 放出抑制航行手引書の作成及び備置き等の義務付け等を定めている。

・エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（平成 24 年 3 月 13 日閣議決定）

我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期するとともに、その上で、需要サイドにおいては、持続可能な省エネを進めていく観点から省エネ法の改正を実施する。具体的には、需要家が電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合にこれを評価できる体系を構築する。また、住宅・建築物分野において省エネ対策を強化するため、他の建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器を新たにトップランナー制度の対象に追加する。

○環境に関連する計画等の策定

・第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）

環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的・活長期的な施策の大綱を定めたものであり、これまでに平成 6 年、12 年、18 年と三回策定されている。環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけた。

・持続可能で活力ある国土・地域づくり（平成 24 年 7 月 31 日策定）

わが国が直面する少子高齢化に伴う人口・労働力減少、歳出入の不均衡と財政赤字の拡大、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を契機としたエネルギー制約等の困難を克服し、子ども達や孫達の世代にすばらしい国土を残すための国土交通省の主要政策を取りまとめたものである。これらの政策は、4 つの価値と 8 つの方向性ごとにまとめられており、環境分野では、持続可能な社会の実現という価値を実現するために、低炭素・循環型システムの構築という方向性が掲げられている。具体的な政策としては、まち・住まい・交通が一体となった創エネ・蓄エネ・省エネ化の推進、次世代再生可能エネルギーの開発、水と緑のエコロジカル・ネットワーク形成及び水循環の再生の 4 分野が掲げられ

ている。なお、主要政策の多くは、政府の「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）にも盛り込まれている。

・日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を超克し、フロンティアを拓き、「共創の国」を創るために策定された。同戦略に掲げられている 11 の戦略のうち、特に重点的に政策資源を配分するとされている 4 つのプロジェクトの 1 つとしてグリーン（革新的エネルギー環境社会の実現プロジェクト）が位置づけられている。グリーン成長戦略では、次世代自動車での世界市場獲得、蓄電池の導入促進による市場創造と非常時でも安心な社会の構築及びグリーンイノベーションによる海洋の戦略的開発・利用等により、2020 年までに、50 兆円以上の需要と 140 万人以上の雇用を創出することが掲げられている。

・第 3 次社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）

社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために政府が策定する計画であり、これまでに平成 15 年度、20 年度と二回策定されている。本計画の計画期間は平成 24～28 年度であり、計画期間における重点目標の一つとして、「持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する」を定めており、その目標達成のための事業として、環境分野に関しては、都市における暮らしの低炭素化、人流・物流から発生する温室効果ガスの排出抑制、生物多様性の保全、健全な水循環の再生等を推進することとしている。

・革新的エネルギー・環境戦略（平成 24 年 9 月 14 日エネルギー・環境会議決定）

東日本大震災及び原発事故に起因するエネルギー制約の状況を踏まえ、国家戦略担当大臣を議長とし、国土交通大臣も構成員の一員となっているエネルギー・環境会議において、エネルギーシステムの歪み・脆弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略を策定した。グリーンエネルギーの革命の実現や地球温暖化対策の着実な実施を掲げている。

・生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年 9 月 28 日閣議決定）

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画である。平成 7 年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、平成 14 年、平成 19 年、平成 22 年に見直しを行った。平成 32 年までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を見直し・再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、地球規模の視野を持って行動する、科学的基盤を強化し、政策に結びつけるという五つの基本戦略を掲げている。

### 資料3 環境政策に関連する審議会等の審議状況

#### ○社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会

平成23年6月6日 第15回合同会議

平成23年7月11日 第16回合同会議

平成23年9月14日 第17回合同会議

平成23年12月7日 第18回合同会議

平成24年2月16日 第19回合同会議

平成24年3月14日 第20回合同会議

平成24年7月19日 第21回合同会議

平成24年11月8日 第22回合同会議

#### ○交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動車燃費基準小委員会

平成23年6月24日 第5回

平成23年8月11日 第6回

平成23年10月20日 第7回

#### ○社会資本整備審議会都市計画部会都市計画制度小委員会

平成24年1月19日 第15回

平成24年3月13日 第16回

平成24年6月28日 第17回

平成24年9月3日 第18回

#### 資料4 平成23年度補正予算及び平成24年度予算の状況

##### ①平成23年度当初予算

平成23年度予算においては、低公害車等普及促進対策補助金（10億円）、地下高速鉄道の整備（211億円）、先導的都市環境形成促進事業（5億円）、長期優良住宅等推進環境整備事業（2億円）等が計上された。

##### ②平成23年度3次補正予算

平成23年度の第3次補正予算においては、住宅エコポイント（1,446億円（国土交通省、環境省合計分）、環境ストック活用推進事業（10億円）等が計上された。

##### ③平成23年度4次補正予算

平成23年度の第4次補正予算においては、環境性能に優れた新車の購入に対する補助金（エコカー補助金）（219億円）等が計上された。

##### ④平成24年度当初予算

平成24年度予算においては、低公害車等普及促進対策補助金（10億円）、先導的都市環境形成促進事業（6億円）等が計上された。

(参考1) 京都議定書目標達成計画関係予算 (単位: 百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
京都議定書 6 %削減約束に 直接の効果があるもの	9,164	9,237
温室効果ガスの削減に中長 期的に効果があるもの	1,651	1,828
その他結果として温室効果 ガスの削減に資するもの	29,606	29,476
基盤的施策など	8,751	9,049
合 計	49,172	49,590

(参考2) 環境保全経費 (単位: 百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
地球環境の保全	37,263	39,212
大気環境の保全	116,387	109,685
水環境、土壌環境、地盤環境 の保全	36,317	23,771
廃棄物・リサイクル対策	6,123	10,217
化学物質対策	17	17
自然環境の保全と自然との ふれあいの推進	31,939	29,007
各種施策の基盤となる施策 等	171	166
合 計	228,217	212,075

## 資料5 平成24年度税制改正の状況

地球温暖化対策・環境関連税制に関しては、エコカー減税の継続（特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置の拡充）、再生可能エネルギー投資を加速させるための環境関連投資促進税制の拡充等が措置された。

また、平成23年度税制改正大綱において実現を図ることとされていた「地球温暖化対策のための税」に関しては、平成24年10月1日から段階的に施行された。

別 紙 調査票

1. 京都議定書の目標達成に向けた取組（温暖化対策の当面の取組）
2. 温暖化に対応した社会の骨格づくり（地球温暖化対策の中長期的な取組）
3. 負の遺産の一掃と健全な国土に向けた取組
4. 環境を優先した選択の支援・促進
5. 地球環境時代の技術開発・国際貢献